

大学発SDGs社会課題解決型科学技術プロジェクト創出支援事業
コーディネート委託業務（R6）
仕様書

1 委託業務の名称

大学発SDGs社会課題解決型科学技術プロジェクト創出支援事業コーディネート委託業務（R6）

2 委託業務の期間

契約締結の日から令和7年3月10日（月）まで

3 業務背景・目的

沖縄県は、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画〔令和4年5月〕」において、「社会課題解決型の科学技術プロジェクトの創出支援」を科学技術振興施策のひとつに位置付け、SDGs（持続可能な開発目標）に関連する、大学等の研究成果（技術シーズ）を活用した大学等発社会課題解決型の科学技術プロジェクトの創出に取り組むこととしている。

本委託業務は、試験的科学技術PJ実施に係る支援、及び広報業務等により、社会課題に関心を示す大学等教員の増加を目的としている。

<新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で目指す目標>

計画前期（令和4年～8年）：5年間

【目標とする姿】

大学等の教員が社会課題に関心を示し、外部と連携して大学発社会課題解決型の科学技術プロジェクトを提案する仕組みが大学等において構築されている。

4 業務内容概要

- (1) 試験的科学技術PJ実施に係る支援
- (2) 社会課題に関心を示す大学等教員の増加に資する広報業務
- (3) 継続的な社会課題解決型プロジェクト創出のためのエコシステム構築に向けたトライアル

5 委託業務の内容

(1) 試験的科学技術PJ実施に係る支援

県が別途委託して実施する試験的科学技術PJ（今年度実施想定数：5件程度）について、委託を実施するにあたり、公募開始前の県内大学等への周知、実施責任者となる大学等の研究者との調整、業務の進捗管理、連携先の拡大等コーディネート支援、その他、同プロジェクト実施に係る支援を行うこと。

【企画提案部分】

- ・試験的科学技术PJの円滑な実施に向け、具体的な取組内容を提案すること
- ・あわせて、これまでの実績も踏まえ当該取組が有効であるとする理由も含めて記述すること

(2) 社会課題に関心を示す大学等教員の増加に資する広報業務

県内大学等の教員等を対象とし、科学技术シーズを活用した社会課題解決に向けた取り組みの関心を高めることを目的とした広報業務を実施すること。

目標：1回以上

【企画提案部分】

- ・具体的な取組内容を提案すること
- ・あわせて、当該取組の目標についても記述すること

(3) 継続的な社会課題解決型プロジェクト創出のためのエコシステム構築に向けたトライアル

継続的に、社会課題を有するステークホルダーと大学等研究者等との連携が図られ、社会課題解決型プロジェクトが次々に創出される環境を構築するため、様々なステークホルダーや研究者等が対話できるコミュニティをモデル的に試行するなど、将来的なエコシステム構築に向けた取組を行うとともに、これらを通じた課題等を抽出する。

目標：ステークホルダーや研究者等の相互の交流機会1回以上、交流人数のべ100人以上

【企画提案部分】

- ・継続的な社会課題解決型プロジェクト創出に向けたエコシステムについて、大学等研究者やステークホルダー、受益者等の抱える連携の阻害要因等や個別事情を踏まえ、エコシステム構築に向けた段階的の絵姿について示しつつ、本委託契約内において試行するモデルについて提案すること。あわせて、当該提案が有効であるとする理由についても記述すること。

6 業務を実施する上での必要事項

(1) 打ち合わせ及び業務進捗状況報告

受託者は、業務の適正かつ円滑な執行に向けて、沖縄県と適宜、業務内容等に関する打ち合わせを実施するとともに、3回以上、業務の進捗状況報告を行う。

(2) 再委託の制限等

① 再委託の制限

本委託業務のうち、委託業務の契約金額の1/2を超える業務、委託業務に係る企画判断等を要する以下の業務など、統括的かつ根幹的な業務については、契約の主たる部分として再委託を原則禁止とする。

- ・ 沖縄県の社会課題の調査・整理
- ・ 県内大学等の研究成果（科学技術シーズ）等の調査

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

② 再委託の範囲

再委託することのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- ・ HP作成、イベント、ロゴ作成等
- ・ その他、簡易な業務（資料の収集・整理、原稿・データの入力及び集計等）

③ 再委託の承認

契約の一部を再委託しようとするときは、書面による県の承認を得なければならない。ただし②で定める「その他、簡易な業務」を再委託するときはこの限りではない。

7 成果品

上記の業務内容の報告書及びその概要版を成果品として次のものを納品する。

- ① 成果報告書（報告書及び概要版） 5部
- ② その他事業に関連して作成した成果品 1部
- ③ ①及び②の電子ファイル(DVD等の記録媒体) 1部
(納入先：沖縄県企画部科学技術振興課)

8 その他

- (1) 本委託業務の実施にあたり、委託者と密接な連携のもと取り組むものとする。
- (2) 事業の進捗等を考慮して、委託期間中に必要な見直しを行うことがある。
- (3) 本委託業務の実施にあたり、法律、各省が定める省令・指針等を遵守しなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、県と受託者で協議の上、決定する。